

豊後大野市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成27年2月17日

平成30年3月30日(変更)

目次

はじめに	1
I : 総論	3
I-1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略	3
(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
I-2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
I-3. 対策推進のための役割分担	7
I-4. 市行動計画の主要6項目	9
(1) 実施体制	9
(2) サーベイランス・情報収集	10
(3) 情報提供・共有	10
(4) 予防・まん延防止	11
(5) 医療等	14
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	16
I-5. 発生段階	16
II : 各論	19
II-1. 未発生期	20
(1) 実施体制	20
(2) サーベイランス・情報収集	20
(3) 情報提供・共有	21
(4) 予防・まん延防止	21
(5) 医療等	22
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	22
II-2. 海外発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) サーベイランス・情報収集	23
(3) 情報提供・共有	24
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療等	25
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	25

Ⅱ－３．国内発生早期（県内未発生期）	．．．．．	２６
（１）実施体制	．．．．．	２６
（２）サーベイランス・情報収集	．．．．．	２６
（３）情報提供・共有	．．．．．	２７
（４）予防・まん延防止	．．．．．	２７
（５）医療等	．．．．．	２９
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	．．．．．	２９
Ⅱ－４．県内発生早期	．．．．．	３１
（１）実施体制	．．．．．	３１
（２）サーベイランス・情報収集	．．．．．	３２
（３）情報提供・共有	．．．．．	３２
（４）予防・まん延防止	．．．．．	３２
（５）医療等	．．．．．	３４
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	．．．．．	３４
Ⅱ－５．県内感染期	．．．．．	３６
（１）実施体制	．．．．．	３６
（２）サーベイランス・情報収集	．．．．．	３７
（３）情報提供・共有	．．．．．	３７
（４）予防・まん延防止	．．．．．	３７
（５）医療等	．．．．．	３８
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	．．．．．	３９
Ⅱ－６．小康期	．．．．．	４１
（１）実施体制	．．．．．	４１
（２）サーベイランス・情報収集	．．．．．	４１
（３）情報提供・共有	．．．．．	４１
（４）予防・まん延防止	．．．．．	４２
（５）医療等	．．．．．	４２
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	．．．．．	４２

参考資料	．．．．．	４４
１．用語解説	．．．．．	４４
２．豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部条例	．．．．．	４９
３．豊後大野市新型インフルエンザ等対策危機管理体制	．．．．．	５０

はじめに（目的・経緯等）

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特例の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国は、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改定を行ってきた。平成21年（2009年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定され、平成25年（2013年）4月13日に施行された。

3 市行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策等有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、平成25年（2013年）6月7日「新

型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

大分県においても、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第7条に基づき、平成25(2013年)年10月4日「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)が作成された。

今回、本市は、これら国、県の動き及び新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等を踏まえ、政府行動計画や県行動計画に準じ、特措法第8条に基づく、「豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成することとした。

市行動計画は、新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するため、市内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や大分県と連携のもと本市の実施すべきことを明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するためのものである。また、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定め、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえて病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

《市行動計画の対象》

対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりとする。

- ・ 感染症第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きいもの(以下「新感染症」という。)

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、政府行動計画及び県計画の見直しがあった場合には、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

I : 総論

I - 1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうことを念頭におきつつ、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

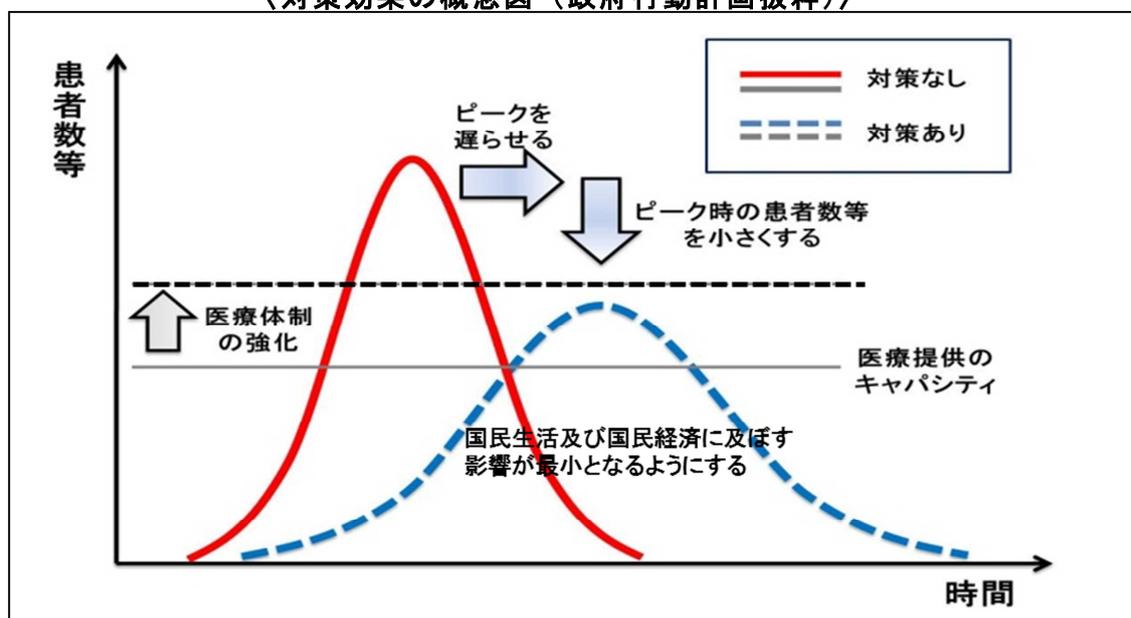
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受け入れ能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）〉



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、県行動計画に示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅱにおいて、発生段階毎に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権の配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(参考：大分県新型インフルエンザ等対策行動計画)

- 発生前の段階では、国と連携した水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者は相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。
- 事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくするよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような感染症が、新感染症として発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（３）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に係る対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

１．基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第 31 条）等、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。（特措法第 5 条）

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

２．危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講

ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。特措法第34条）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。対策本部相互間において、総合調整を行うよう要請があった場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

4. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

I-2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、莫大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療器機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	日本における患者数の試算		大分県における患者数の試算		豊後大野市における患者数の試算	
	1,300万人～2,500万人		12万人～23万人		9,700人	
入院患者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	200人	780人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	940人	3,700人	40人	155人
死亡者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	17万人	64万人	1,600人	6,000人	65人	250人

- ・米国疾病管理センター（CDC）モデルに基づき、試算された推計全国の患者数（政府行動計画）を住民基本台帳に基づく人口（平成 26 年 10 月現在）により人口割して本市の患者数を試算した。
- ・但し、医療機関を受診する患者数は、全人口の 25% がり患する場合を想定したものであって、本市の非常に高い高齢化率や中山間地である地理的要因等の条件は考慮していない。
- ・新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。（被害想定の根拠としたアジアインフルエンザ（1956 年発生）やスペインインフルエンザ（1918 年発生）は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等が開発される以前である。）
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となったところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・市民の 25% が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込むと、最大 40% 程度が欠勤するケースが想定される。

I - 3. 対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第 3 条第 1 項）

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

政府及び県が指定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(特措法第3条第5項)

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に

行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。(特措法4条第3項)

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(特措法第4条第1項、第2項)

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

I-4. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。全庁的、全市的な取組として、総務部門及び保健部門の担当課をはじめ、庁内各課においては事前準備等全庁一体となった取組を推進するとともに、事業者や関係団体等

との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。さらに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、及び県対策本部が設置され、新型インフルエンザ等対策を進める上で市長が必要と判断したときには、市対策本部を設置する。(体制は市災害対策本部組織に準ずる)

市対策本部構成

- 本部長 : 市長
- 副本部長 : 副市長、教育長
- 構成員 : 各課長、市民病院事務長、消防本部消防長、各支所長
その他本部長が指名する者
- 事務局 : 市民生活課健康推進室 (市民生活課長)

豊後大野市災害対策本部 総合調整部

- 総務企画統括理事、生活福祉統括理事、産業建設統括理事、教育次長
防災危機管理室長

また、市行動計画の改定に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の意見を適宜適切に聴取する。

※参考資料－３ (P 50)

「豊後大野市における新型インフルエンザ危機管理体制」を参照

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア) 情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、県、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、市、国、県、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことを留意する。

イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を市民、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。特に保育所(園)・幼稚園児、児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、市のホームページ、音声告知端末、ケーブルテレビ等を用いて提供する。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える。また、情報が届きにくい人にも配慮し、地域のネットワークを活用し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることから、発生前から認識の共有を図る。

オ) 情報提供体制

提供する情報の内容について、統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築することが重要であるため市対策本部に広報対策担当を設置し、情報の共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

市民対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果や影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ) 主なまん延防止対策

市民への対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止す

るための協力要請（健康観察、外出自粛）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行った場合には、市民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（特措法第 45 条第 1 項）

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、市民に対する対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。（特措法第 45 条第 2 項、第 3 項）

（ウ） 予防接種

（ウ）－1 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの 2 種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

（ウ）－2 特定接種及び特定接種の接種体制

① 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種対象者、接種順位等を定める。

特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として

- i) 医療関係者
- ii) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- iii) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- iv) それ以外の事業者

の順とすることを基本としている。

② 特定接種の接種体制

市職員等については、市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(ウ) - 3 住民接種

① 住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。住民接種の対象者は、豊後大野市内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されているものを基本とする。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

【政府行動計画に示されている住民接種対象者の 4 つの群の分類】

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- 2) 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

②住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。接種に必要な医師等の従事者については、医療関係団体等の協力により確保する。

(ウ) - 4 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

(5) 医療等

県、医療機関、その他の医療機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力する。

【医療に対する県の対策】（参考：大分県新型インフルエンザ等対策行動計画）

○医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全県的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

○発生前における医療体制の整備

県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、公立病院等）を含む医療機関、警察、市町村、消防等の関係者からなる地域健康危機管理連絡会議を設置し、地域との関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストを作成し、設置の準備を行う。

さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

○発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定する。また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に、新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県は、新型インフルエンザ等の感染を危惧する者からの電話相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を総合相談窓口であるコールセンター内に設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県は、市町村と連携し、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県と市町村の連携だけではなく、医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

○医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる（特措法第31条）

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第62条第2項）。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めると

ころにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする（特措法第 63 条）。

○抗インフルエンザウイルス薬等

（抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄）

- ① 国及び県は、最新の諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、被害想定として県民の 25% がり患するに相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。

市は、水道、下水道、ケーブルネットワークの各事業におけるライフラインの安定供給を図るため、事前に十分な準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

I-5. 発生段階

国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

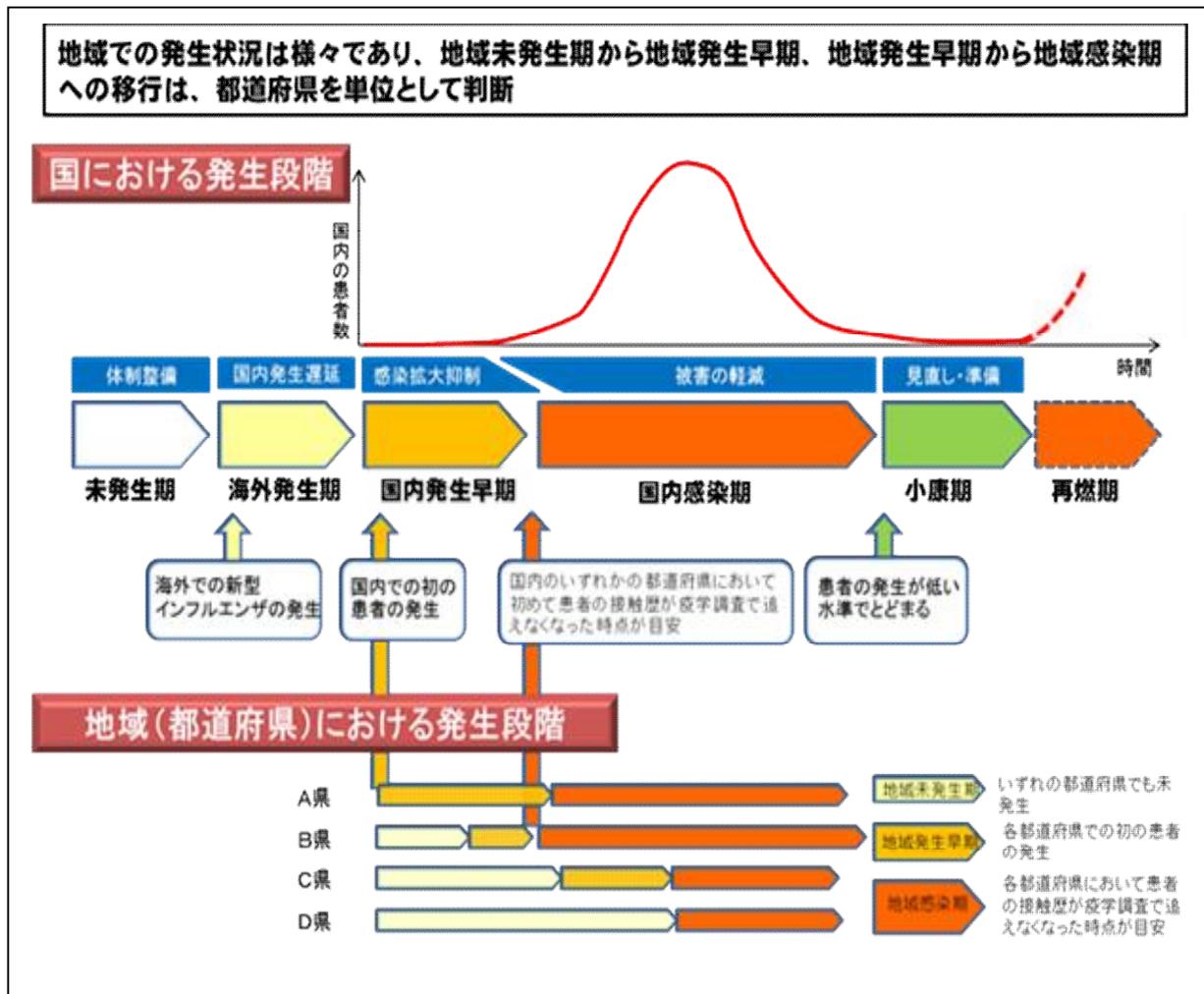
県行動計画では、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、「国内発生早期」「国内感染期」において、「県内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」を設け、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

本市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

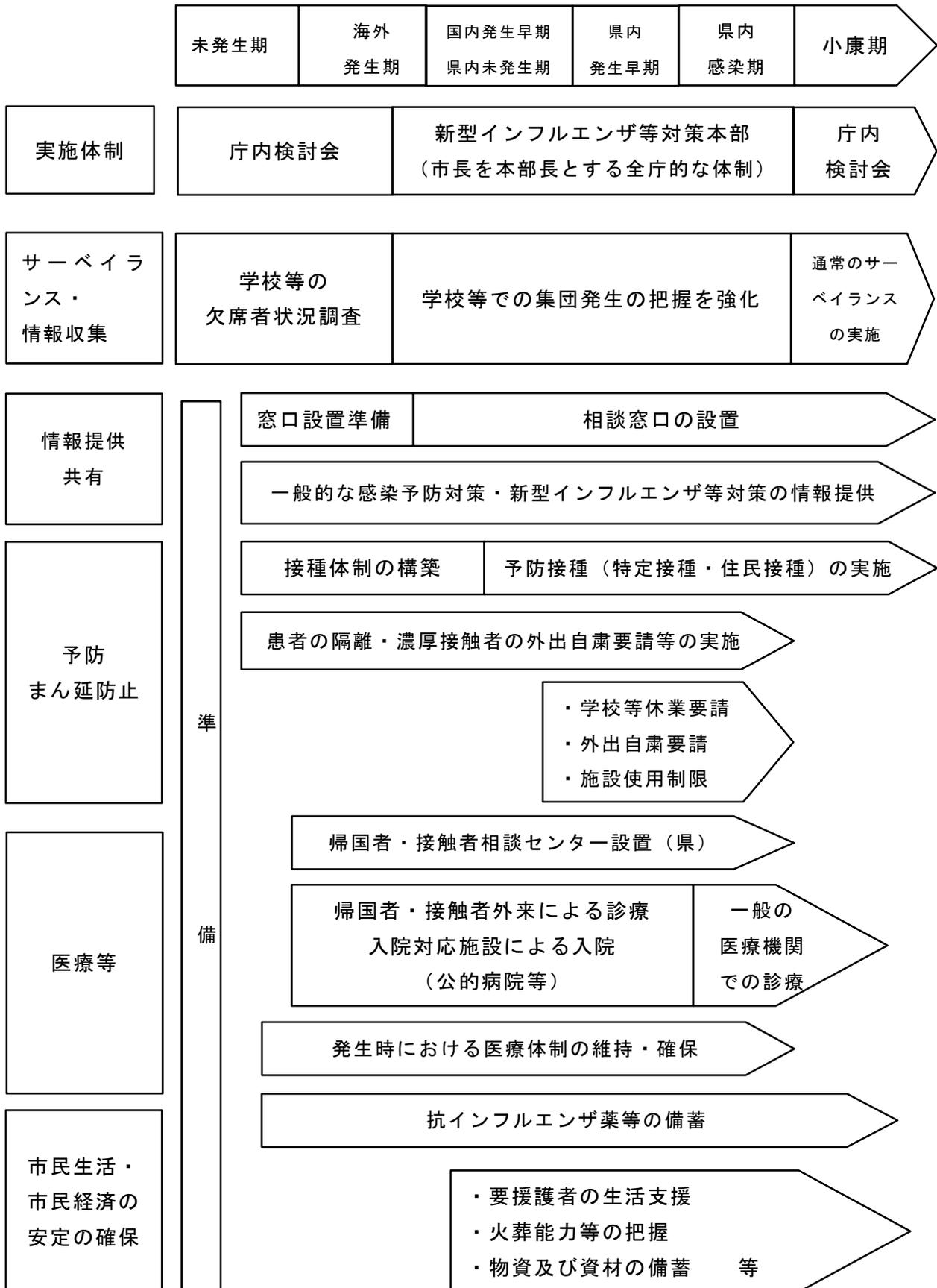
〈 国と大分県が定める発生段階の対応表 〉

	状 態	発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態		
海外発生期 (国内未発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態		

〈 国及び県における発生段階 〉



〈 発生段階に応じた主な対策 〉



Ⅱ：各論

各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

Ⅱ－１． 未発生期

未発生期
○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： １）発生に備えて体制の整備を行う。 ２）国や県等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方： １）新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県、他近隣市町村との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ２）新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（１）実施体制

（１）－１ 行動計画の作成・見直し

- ・特措法の規定に基づき、発生前から、市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。（市民生活課）

（１）－２ 体制整備及び連携強化

- ・県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（市民生活課）（総務課）（関係課）
- ・市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。（市民生活課）
- ・必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。（市民生活課）（総務課）（消防本部）
- ・関係部局が情報を共有するとともに、市民への情報提供を行う。（市民生活課）（総務課）（関係課）

（２）サーベイランス・情報収集

- ・県はインフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。市はその取組等に適宜、協力する。（市民生活課）
- ・国、県、WHO（世界保健機構）等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。（市民生活課）
- ・学校等でのインフルエンザ様症状の状況を調査し、感染状況を早期に探知し、必要に応じ県へ報告する。（学校教育課）（社会福祉課）（子育て支援課）（高齢者福祉課）

(3) 情報提供・共有**(3) - 1 継続的な情報提供**

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市のホームページ、音声告知端末、ケーブルテレビ等を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う（特措法第13条）。（市民生活課）（総務課）
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（市民生活課）（各支所）

(3) - 2 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた住民への情報提供の内容や、市のホームページや音声告知端末、ケーブルテレビ等検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（市民生活課）（総務課）
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する。（市民生活課）（総務課）
- ・ 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。（市民生活課）（総務課）
- ・ 市民からの一般的な問い合わせに応じるため、相談窓口の設置、周知等の準備を進める。（市民生活課）（総務課）

(4) 予防・まん延防止**(4) - 1 対策実施のための準備**

- ・ 個人における対策の普及

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（市民生活課）（学校教育課）（社会福祉課）（子育て支援課）（各支所）

- ・ 地域対策、職場対策の周知

職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における市の施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（市民生活課）（総務課）（財政課）（社会教育課）（子育て支援課）（各支所）他

(4) - 2 予防接種

- ・ 特定接種を行う事業者の登録

国が進める事業者の登録に関し、県及び市は、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。（市民生活課）（関係課）

- ・ 接種体制の構築

① 特定接種

本市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種の接種体制が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。(市民生活課)(総務課)

②住民接種

国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(市民生活課)

円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種が可能となるよう、国及び県の技術的な支援を受けながら努めていく。(市民生活課)

速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(市民生活課)(学校教育課)

(5) 医療等

(5) - 1 地域医療体制の整備

- ・ 県は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、公立病院等)や医療機関、警察、市町村、消防等の関係者からなる地域健康危機管理連絡会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。市は医療体制の整備に協力する。(市民生活課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国・県からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続き、支援体制等を決めておく。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(各支所)

(6) - 2 火葬能力等の把握

県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。(環境衛生課)(市民生活課)(総務課)(財政課)

(6) - 3 物資及び資材の備蓄等(特措法第 10 条)

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等を行う。(市民生活課)(総務課) 他

II-2. 海外発生期

海外発生期
<p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</p>
<p>目的：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生及び市内発生に備えて体制整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について適確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p>

(1) 実施体制

(1) - 1 体制の強化等

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。(市民生活課)(総務課)
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて市長を本部長とする対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針や県が定める県内における対処方針を確認し、市行動計画に基づく事前準備をする。(市民生活課)(総務課)
- ・県等と連携して、国が策定した基本的対処方針及び県が決定した県内における対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)
- ・病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ変更された基本的対処方針及び県内における対処方針について、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県は引き続きインフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。市はその取組等に適宜、協力する。(市民生活課)
- ・国、県、WHO(世界保健機構)等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策

に関する情報を収集する。(市民生活課)

- ・ 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)
- ・ 学校等でのインフルエンザ様症状の状況を調査し、感染状況を早期に探知し、必要に応じ県へ報告する。(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ・ 市民に対して各国の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市のホームページの内容等について随時更新する。(市民生活課)(総務課)

(3) - 2 情報共有

- ・ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供をメール等により行う。(市民生活課)

(3) - 3 相談窓口の設置

- ・ 国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、状況に応じて住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国の作成したQ & A等を活用して、適切な情報提供を行う。(市民生活課)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 対策実施のための準備

- ・ 個人における対策の普及

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)(各支所)

(4) - 2 予防接種

① 特定接種

- ・ 国、県等と連携し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(市民生活課)(総務課)

② 住民接種

- ・ 国、県等と連携して特措法第46条に基づく住民に対する予防接種(予防接種法第6条第1項(臨時の予防接種))又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種

の準備を開始する。(市民生活課)

- ・市は、国の要請を受けて、市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(市民生活課)(総務課)

(4) - 3 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(市民生活課)

(5) 医療等

(5) - 1 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国が明確にし、随時修正する新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集する。(市民生活課)(総務課)

(5) - 2 医療体制の整備

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。なお県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう県民へ周知する。市は、県からの要請に応じ、その取組等に協力する。(市民生活課)(総務課)(消防本部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 事業者への対応

- ・県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。市は、これに協力する。(市民生活課)(総務課)

(6) - 2 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡し、県内感染期に向けた準備を行う。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(各支所)

(6) - 3 遺体の火葬・安置

- ・県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民生活課)(環境衛生課)(総務課)(財政課)

II-3 国内発生早期（県内未発生期）

国内発生早期（県内未発生期）

○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

○県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

目的：

- 1) 海外発生期に引き続き、市内発生に備え全庁的な体制を維持する。
- 2) 海外発生期に引き続き、市内発生に備えて相談体制、医療体制を維持する。
- 3) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。

対策の考え方：

- 1) 対策の判断に役立てるため、国や県との連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 2) 国内の発生状況について注意喚起するとともに、対策についての的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。
- 3) 市民生活及び市民経済安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1) - 1 体制の強化等

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。(市民生活課)(総務課)
- ・国が決定した基本的対処方針や県が定める県内における対処方針を踏まえ、必要に応じて対策本部を設置し、県内発生早期の対策を確認する。(市民生活課)(総務課)
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(1) - 2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・速やかに豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部を設置する(特措法第34条)。(関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県は引き続きインフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。市は

その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)

- ・ 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を継続する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を継続する。(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ・ 市民に対して、市のホームページや音声告知端末、ケーブルテレビ等を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(市民生活課)(総務課)
- ・ 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) - 2 情報共有

- ・ 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(市民生活課)

(3) - 3 相談窓口等の体制充実・強化

- ・ 国が作成した、状況の変化に応じた Q & A の改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。(市民生活課)

(3) - 4 その他

- ・ 県と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(市民生活課)(総務課)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 対策実施のための準備

県は、国と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。市は、これに協力する。(関係課)

- ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染

症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、必要に応じ、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) - 2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、これに協力する。（関係課）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

(4) - 3 予防接種

① 特定接種

- ・ 国、県と連携し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（市民生活課）（総務課）

② 住民接種

(i) 国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、ワクチンの供給が可能になり次第、市民に周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく住民接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国、県及び医師会等と連携して、公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、集団的接種を行う。（市民生活課）（総務課）（財政課）

(ii) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・ 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（市民生活課）

(4) - 4 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(市民生活課)

(5) 医療等

(5) - 1 医療体制の整備

- ・県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診断体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。市は、これについて市民に周知する。(市民生活課)(総務課)(消防本部)(各支所)
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関は、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を継続する。
- ・県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。市はこれに協力する。(市民生活課)
- ・県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。市も、これについて市民へ周知する。(市民生活課)(総務課)(消防本部)(各支所)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 事業者への対応等

- ・県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。市は、これに協力する。(関係課室)

(6) - 2 市民への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(商工観光課)

(6) - 3 要援護者対策

- ・関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼しながら、要援護者への必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(各支所)

(6) - 4 遺体の火葬・安置

- ・県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民生活課)(環境衛生課)(総務課)(財政課)

(6) - 5 緊急事態宣言がされている場合の措置

①水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（上下水道課）

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。（商工観光課）

Ⅱ－４ 県内発生早期

県内発生早期

○県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)－1 体制の強化等

- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。(市民生活課)(総務課)
- ・国が決定した基本的対処方針や県が定める県内における対処方針を踏まえ、必要に応じて対策本部を設置し、県内発生早期の対策を確認する。(市民生活課)(総務課)
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(1)－2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・速やかに豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部を設置する(特措法第34条)。(関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握を実施する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を継続する。(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)
- ・ 市内の発生状況を把握し、県に対して発生状況を速やかに報告する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ・ 市民に対して、市のホームページや音声告知端末、ケーブルテレビ等を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(市民生活課)(総務課)
- ・ 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) - 2 情報共有

- ・ 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。(市民生活課)

(3) - 3 相談窓口等の体制充実・強化

- ・ 国が作成した、状況の変化に応じた Q & A の改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。(市民生活課)

(3) - 4 その他

- ・ 県と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(市民生活課)(総務課)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 まん延防止対策

県は、国と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。市は、これに協力する。(関係課)

- ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、

事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) - 2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、これに協力する。（関係課）

- ・県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

(4) - 3 予防接種

①特定接種

- ・国、県と連携し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（市民生活課）（総務課）

②住民接種

(i) 重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチンの供給が可能になり次第、市民に周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく住民接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国、県及び医師会等と連携して、公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、接種対象者に応じた接種を行う。（市民生活課）（総務課）（財政課）

(ii) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（市民生活課）

(5) 医療等

(5) - 1 医療体制の整備

- ・ 県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診断体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来の意義が低下したと判断する場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。市はこれに協力する。(市民生活課)

(5) - 2 在宅で療養する患者への支援

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国、県、関係機関と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(消防本部)(各支所)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 事業者への対応等

- ・ 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。市は、これに協力する。(関係課室)

(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(商工観光課)
- ・ 県は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。市は、これに協力する。(商工観光課)

(6) - 3 要援護者対策

- ・ 感染期における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、世帯把握とともに支援に備える。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(消防本部)(各支所)

(6) - 4 遺体の火葬・安置

- ・ 県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。(市民生活課)(環境衛生課)(総務課)(財政課)

(6) - 5 緊急事態宣言がされている場合の措置

①水の安定供給（特措法第52条）

- ・業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（上下水道課）

②生活関連物資等の価格の安定等

(i) 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（商工観光課）

(ii) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工観光課）

Ⅱ－５ 県内感染期

県内感染期

○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活・経済活動への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)－1 対処方針の変更

- ・県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更にともない、県の対処方針を変更し県民に周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(1)－2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ①豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部を設置する(特措法第34条)。(関係課)
- ②市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(市民生活課)(総務課)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 県は、新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、通常のスーベイランスを継続する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)

国は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のスーベイランスに戻す。

- ・ 引き続き、市内の発生状況を把握し、県に対して発生状況を速やかに報告する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対して、市のホームページや音声告知端末、ケーブルテレビ等を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(市民生活課)(総務課)
- ・ 引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) - 2 情報共有

- ・ 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。(市民生活課)

(3) - 3 相談窓口の継続

- ・ 国が作成した、状況の変化に応じた Q & A の改訂版を活用し、市の相談窓口等を継続する。(市民生活課)

(3) - 4 その他

- ・ 県と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(市民生活課)(総務課)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 まん延防止対策

- ・ 県は、国と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。市は、これに協力する。(関係課)

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) - 2 予防接種

①特定接種

- ・県内発生早期の対策を継続し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を進める。(市民生活課)(総務課)

②住民接種

- (i) 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(市民生活課)

(ii) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。(市民生活課)

(5) 医療等

(5) - 1 患者への対応等

- ・県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に周知する。市は、これを市民に周知する。(市民生活課)(総務課)
- ・県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。市は、これを市民に周知する。(市民生活課)(総務課)

(5) - 2 在宅で療養する患者への支援

- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き、国、県、関係機関と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した

患者への対応を行う。(市民生活課)(社会福祉課)(各支所)

(5) - 3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し(特措法第48条第1項及び第2項)、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

市は、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。(市民生活課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 事業者への対応等

- ・ 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。市は、これに協力する。(関係課室)

(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(商工観光課)
- ・ 県は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。市は、これに協力する。(商工観光課)

(6) - 3 要援護者対策

- ・ 県等と連携し、必要に応じ在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応を行う。(社会福祉課)(子育て支援課)(市民生活課)(高齢者福祉課)(総務課)(消防本部)(各支所)

(6) - 4 遺体の火葬・安置

- ・ 県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。(市民生活課)(環境衛生課)(総務課)(財政課)

(6) - 5 緊急事態宣言がされている場合の措置

①水の安定供給（特措法第52条）

- ・業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（上下水道課）

②生活関連物資等の価格の安定等

(i) 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（商工観光課）

(ii) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工観光課）

(iii) 生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、適切な措置を講じる。（商工観光課）

③要援護者への生活支援

- ・国の要請に基づく場合、又は市対策本部の判断により、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（社会福祉課）（子育て支援課）（高齢者福祉課）（市民生活課）（各支所）

④埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

- ・県は、国から要請があったときは、市町に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。市は、これに協力する。（市民生活課）（環境衛生課）（総務課）
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、市は、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（市民生活課）（環境衛生課）（総務課）（財政課）

Ⅱ－6 小康期

小康期
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。
目的： 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)－1 対処方針の変更

- ・国の小康期の基本的対処方針及び県の対処方針の変更にともない、本市の対処方針を変更する。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(1)－2 対策の評価・見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画を見直す。(市民生活課)(総務課)(関係課)

(1)－3 市対策本部の廃止

- ・緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(市民生活課)(総務課)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・県では、通常どおりのサーベイランスを実施する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市民生活課)
- ・再流行を早期に探知するため、必要に応じ、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(市民生活課)(学校教育課)(社会福祉課)(子育て支援課)(高齢者福祉課)

(3) 情報提供・共有

(3)－1 情報提供

- ・引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一派の終息と第二派発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(市民生活課)(総務課)
- ・市民からの相談窓口等に寄せられた問い合わせをとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(市民生活課)(総務課)

(3) - 2 情報共有

- ・国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二派に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。(市民生活課)

(3) - 3 相談窓口等の体制充実・強化

- ・状況を見ながら相談窓口を縮小する。(市民生活課)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 予防接種

- ・流行の第二派に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(市民生活課)

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二派に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(市民生活課)(総務課)

(5) 医療等

(5) - 1 医療体制

県と連携し、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制の移行に必要な応じて協力する。(市民生活課)

(5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県等と連携し、必要に応じ、地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(市民生活課)(総務課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 市民・事業者への呼びかけ

- ・県は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。市は、これに協力する。(商工観光課)

(6) - 2 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き、国、県、関係機関と連携

し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を継続する。（社会福祉課）（子育て支援課）（市民生活課）（高齢者福祉課）（総務課）（消防本部）（各支所）

（６）－３ 緊急事態宣言がされている場合の措置

①業務の再開

- ・ 県は、国の方針に従い、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、これに協力する。（関係課）
- ・ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、これに協力する。（関係課）

②新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 県、市、指定（地方）公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（関係課）

参考資料－ 1

用語解説

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての

医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 業務計画

指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部により公示される。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途 (スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況 (患者及び病原体) の把握及び分析のことを示すこともある。

○ SARS

平成 15 年 4 月、SARS (重症急性呼吸器症候群) は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年 7 月、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため指定感染症として位置づけられる。同年 10 月、

SARSの一連の状況を契機とした感染症法及び検疫法の一部が改正され、感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症と位置付けられている。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 住民接種

特措法第 46 条に基づき、市町村を実施主体として住民に対して実施される予防接種。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 診療継続計画

地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じ、継続して医療を提供するために医療機関において作成する計画。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ まん延防止

インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすること。

○ 水際対策

あくまで国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

参考資料－２

豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成２４年３月１９日

条例第２号

(趣旨)

第１条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「法」という。）第３７条において準用する法第２６条の規定に基づき、豊後大野市新型インフルエンザ等対策本部（法第３４条第１項の規定により本誌に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第２条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

２ 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３ 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４ 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５ 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第３条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

２ 本部長は、法第３５条第４項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第４条 本部長は、必要と認められるときは、対策本部に部を置くことができる。

２ 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

４ 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第５条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

參考資料－3

豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 2 月策定

豊後大野市（総務課・市民生活課）

〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200

TEL0974-22-1001（代） fax0974-22-6677